

大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の 汚染及び災害の発生の防止に関する条例

申請の手引き

令和3年10月

環境水道課 環境係

目 次

1	大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止 関する条例等の改正について……………	3
2	主な改正点 ……………	3
3	用語の定義 ……………	4
4	許可の必要がない事業 ……………	5
5	面積の合算規定 ……………	5
6	提出書類の作成要領・提出期限・保存年数 ……………	6
	(1) 書類の作成要領	
	(2) 図面の作成要領	
	(3) 各種届出書の提出期限	
	(4) 保存年数	
7	事前協議 ……………	8
8	同意・承諾 ……………	1 2
	(1) 同意・承諾の必要性の区分	
	(2) 埋立て等を行う土地の権利を有する者の同意	
	(3) 周辺土地所有者の承諾	
	(4) 近隣住民の承諾	
	(5) 特に影響を受ける者の承諾	
9	近隣住民等と住民説明会 ……………	1 4
1 0	申請の制限 ……………	1 4
1 1	土砂等の発生状況の調査 ……………	1 5
1 2	許可の基準 ……………	1 5
1 3	許可申請 ……………	1 6
1 4	変更許可申請・変更の届出 ……………	2 0
	(1) 変更の届出	
	(2) 変更の許可	
1 5	着手の届出・搬入の届出 ……………	2 1
	(1) 着手届	
	(2) 搬入届	
1 6	土砂等の量の報告 ……………	2 2

1 7	地質検査等の実施等	2 3
1 8	関係書類等の縦覧	2 3
1 9	標識・境界	2 3
2 0	廃止・完了等	2 4
	(1) 廃止・中止	
	(2) 完了	
2 1	譲受け・相続等	2 5
	(1) 譲受け	
	(2) 相続等	
2 2	報告の徴収	2 6
2 3	手数料	2 6
2 4	罰則	2 7
2 5	罰則	2 7
	参考資料	2 8
	安全基準（別表第1）	2 8
	構造上の基準（別表第4）	3 0
	別記第1号様式	3 2

1 大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例等の改正について

(1) 改正の経緯・概要

大多喜町において土砂等を使用して、埋立てや盛土を行う場合は、「大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」及び「大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則」により埋立て等に起因する土壌汚染や土砂崩落等の未然防止を目的とし平成28年度に町で条例制定し、必要な規制を行ってきたところです。

今回の改正では、認められていない土砂等による違法埋立てを未然に防ぐため、「許可及び届出を必要としなかった500㎡未満の埋立て」を「届出が必要な埋め立て事業」とする改正を行いました。

(2) 施行日：令和3年10月15日

2 主な改正点

- (1) 条例第2条第3号で規定している「埋立て事業」の定義である500㎡以上とする面積要件を廃止しました。
⇒面積にかかわらず全ての土砂等の埋立て等を「埋立て事業」としました。
- (2) 条例第6条で「500㎡未満の埋立て事業」を「許可を必要としない事業（適用除外）」に加えるとともに条例第6条の2第2項で、届出義務があることを定めました。
- (3) 新たに規則第5条の2で「500㎡未満の埋立て事業」の届出及び適用除外について規定しました。

3 用語の定義（条例第2条ほか）

(1) 土砂等

土砂及びこれに混入し、又は付着したもの及び燃え殻、汚泥、ばいじんその他の産業廃棄物を中間処理施設において中間処理したものを（以下「再生土等」といいます。）また、製品の山砂、土、砂利などのほか、残土も含まれます。

(2) 土砂等の埋立て等

土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積行為をいいます。

(3) 残土

「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」別表1に規定される、改良土を除く、第1種から第3種建設発生土等が該当し、一般的には、建築工事や土木工事などで建設副産物として発生する土砂のことをいいます。

(4) 許認可土砂等

千葉県が認可した山砂採取場等から採取された土砂をいいます。

(5) 埋立て事業

面積にかかわらず全ての土砂等の埋立て等をいい、その内500㎡以上3,000㎡未満のものを小規模事業、3,000㎡以上のものを特定事業といいます。

(6) 一時堆積事業

埋立て事業が他の場所への土砂等の搬出を目的として、一時的に土砂等の堆積を行うことをいいます。

(7) 事業者等

土砂等の埋立て等を施工する者と、土砂等の埋立て等を行う事業場の区域の土地の所有者を併せて事業者等といいます。埋立て事業を行おうとする場合は、事業者等が申請者になります。なお、土地の所有者が複数存在する場合は、すべての者が該当します。

共有名義人などで該当者が多く、かつ代表者が決定しているときは、当該代表者であること及び土地に係る権利の所在が明示された証明書等の添付によって、代表者となり申請することも可能な場合があります。

(8) 事業区域

土砂等の埋立て等を行う区域のことをいいます。

(9) 事業場

事業区域及び管理用道路、現場事務所等の施設を含めた全体の区域のことをいいます。

(10) 安全基準（P28-29）

土壌基準については、土壌の汚染に係る環境基準に、水素イオン濃度、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン、COD、塩化物イオン、電気伝導率を加えたものです。水質基準については、水質汚濁に係る環境基準に、銅、SS、水素イオン濃度、電気伝導率を加えたものが該当します。事業者等は、安全基準に適合しない土砂等で埋立て等を行うことはできません。

(11) 構造上の基準（P30）

埋立て事業の構造基準は、すべり防止措置、擁壁、のり面、堆積の高さなどの基本的な事項について規定しています。個別の事業内容や周辺の状況、事業地の地形等を勘案しての運用もあります。

4 許可の必要がない事業（条例第6条第1項）

- (1) 公共事業：国、地方公共団体及び公共的団体が行う事業
- (2) 許認可土砂等の一時堆積事業：許認可土砂等を販売する目的で、一時的に土砂等の堆積等を行う事業
- (3) 許認可土砂等による高さ1m未満の小規模事業：許認可土砂等による500㎡以上3,000㎡以下の埋立てであって、埋立ての高さが最大1m未満で行う事業 ※届出は必要（条例第6条の2第1項）
- (4) 事業区域の面積が500平方メートル未満の埋立て事業
※届出は必要（条例第6条の2第2項及び規則第5条の2）
- (5) 町長が許可の必要がないと認める事業
※届出は必要（規則第4条第2項）
 - ① 自己の居住する住宅建設の用に供するため、自己の宅地に盛土を行う事業で山砂又は町内で採取した土砂等による小規模事業であって最大高さが1m未満の事業
 - ② 土地の整地を行う場合であって、許認可土砂等及び町内で採取された土砂による盛土又は当該整地を行う区域以外からの土砂等の搬入を伴わない盛土を行う事業
 - ③ 町内で生産される製品の販売を目的とする一時堆積事業
 - ④ 農地法（昭和27年法律第229号）第4条又は第5条による一時転用又は客土事業で許認可土砂等及び町内で採取した土砂による小規模事業であって、埋立て等の高さが1m未満の事業
 - ⑤ 自らの耕作の用に供するため、所有権その他の耕作に関する権原を有する農地に自ら客土する事業
 - ⑥ 前5号に掲げるもののほか、町長がこれと同等と認める事業

5 面積の合算規定（条例第6条第2項）

条例の許可を必要としない500㎡未満の面積で次々と埋立て区域を広げることが防止するため、原則として1年以内に土砂等の埋立て等の行われた区域に隣接または近接（概ね10m以内の場合をいいます。）して、再度、同じ又は関連した目的等による土砂等の埋立て等を行おうとする場合、例えば、もともと500㎡以上であった土地を、500㎡未満となるように分筆し、それぞれの土地の所有者が異なるに至った場合のように、それぞれの面積が500㎡未満で所有者が異なる土地であってもそれらを合算した面積が最初に500㎡を超えることとなった時点で合算面積を事業区域の面積とみなし、許可が必要となる場合があります。

また、埋立ての申請が規則別表第3の許認可等を要する行為として許可を受けている一つの事業区域において、1年以内に500㎡未満の土砂等の埋立て等を繰り返し行おうとする場合については、近接にかかわらず各々を合算した面積が事業区域の面積となります。

6 提出書類の作成要領・提出期限・保存年数（条例第11条ほか）

(1) 書類の作成要領

- ① 事前協議書及び許可申請書の添付書類については、図面類を除き日本工業規格A列4番で作成し、フラットファイル等で製本してください。
- ② 事前協議書及び許可申請書の添付書類については、目次を作成してください。
- ③ 提出部数は正本（原本）1部、副本1部で、副本は後日返却します。なお、関係部署への意見照会に使用するため別途、副本の提出を求める場合があります。
- ④ 添付書類のうち、住民票の写し（法人の場合は法人登記事項証明書）及び印鑑登録証明書（法人の場合は代表者の印鑑証明書）は、事前協議及び許可申請の開始前3か月以内に発行されたものとしてください。

(2) 図面の作成要領

- ① A列3番を超える大きさの図面は、図面袋等に入れて末尾に綴じるとともに、別途A列3番に縮小したものを添付してください。
- ② 一つの図面に二つ以上の内容を記載する場合は、その内容を示す表題を全て記載してください。
- ③ 添付図面等で色塗りをした場合は、必ず凡例を示してください。

(3) 各種届出書等の提出期限

様式	届出名称	根拠条文	提出期限
第2号	許可を要しない埋立て事業届	規則第4条第2項	事業に着手する日の10日前まで
第2号の2	小規模事業(一時堆積小規模事業)届	規則第5条第1項	小規模事業に着手する日の10日前まで
第2号の3	500平方メートル未満の埋立て事業届	規則第5条の2第1項	事業に着手する日の10日前まで
第3号	事業区域内施工同意書	規則第7条第2項	許可申請時
第4号	周辺土地所有者承諾書	規則第8条第2項	
第5号	近隣住民(自治会)承諾書	規則第8条第4項	
第6号	関係者承諾書	規則第8条第6項	
第9号	埋立て事業説明実施状況報告書	規則第9条第6項	事前協議の期間中及び変更申請の期間中及び許可申請時
第12号	埋立て事業許可申請書	規則第11条第1項	埋立て事業事前協議済
第18号	一時堆積事業許可申請書	規則第11条第4項	許可書を交付した日から2年以内
第13号	誓約書	規則第11条第2項	許可申請時
第17号	世帯数調査書	規則第11条第2項	事前協議書提出時
第20号	埋立て事業(一時堆積事業)変更許可申請書	規則第15条第2項	第11条第1項または第2項の事項の変更をする時
第21号	埋立て事業軽微変更届	規則第15条第4項	軽微な変更をした日から10日以内
第22号	埋立て事業着手届	規則第16条	埋立て事業に着手した日から10日以内
第23号	土砂等搬入届	規則第17条第1項	土砂等を搬入しようとする日の7日前まで(5,000m ³ ごと)
第27号	埋立て事業状況報告書	規則第19条	1か月ごとに当該月に使用された土砂等の量等の報告を、1か月を経過した日から1週間以内
第28号	一時堆積事業状況報告書		
第29号	埋立て事業地質等検査報告書	規則第22条第1項	3か月ごと(最大高さが5m以上となる特定事業にあつては着手した日から3か月ごと及び1段が完成すること)に土壌及び水質検査を実施し、当該検査日から1か月以内廃止または完了の届出にあつては町が指定する期日まで
第32号	埋立て事業廃止(中止)届	規則第25条第1項	廃止した日から10日以内中止しようとする日まで
第34号	埋立て事業再開届	規則第25条第4項	事業を再開した日から10日以内
第35号	埋立て事業完了届	規則第26条第1項	完了した日から10日以内
第37号	埋立て事業譲受け許可申請書	規則第27条第1項	埋立て事業を譲り受けようとする時
第38号	埋立て事業相続等届	規則第28条	承継した日から10日以内

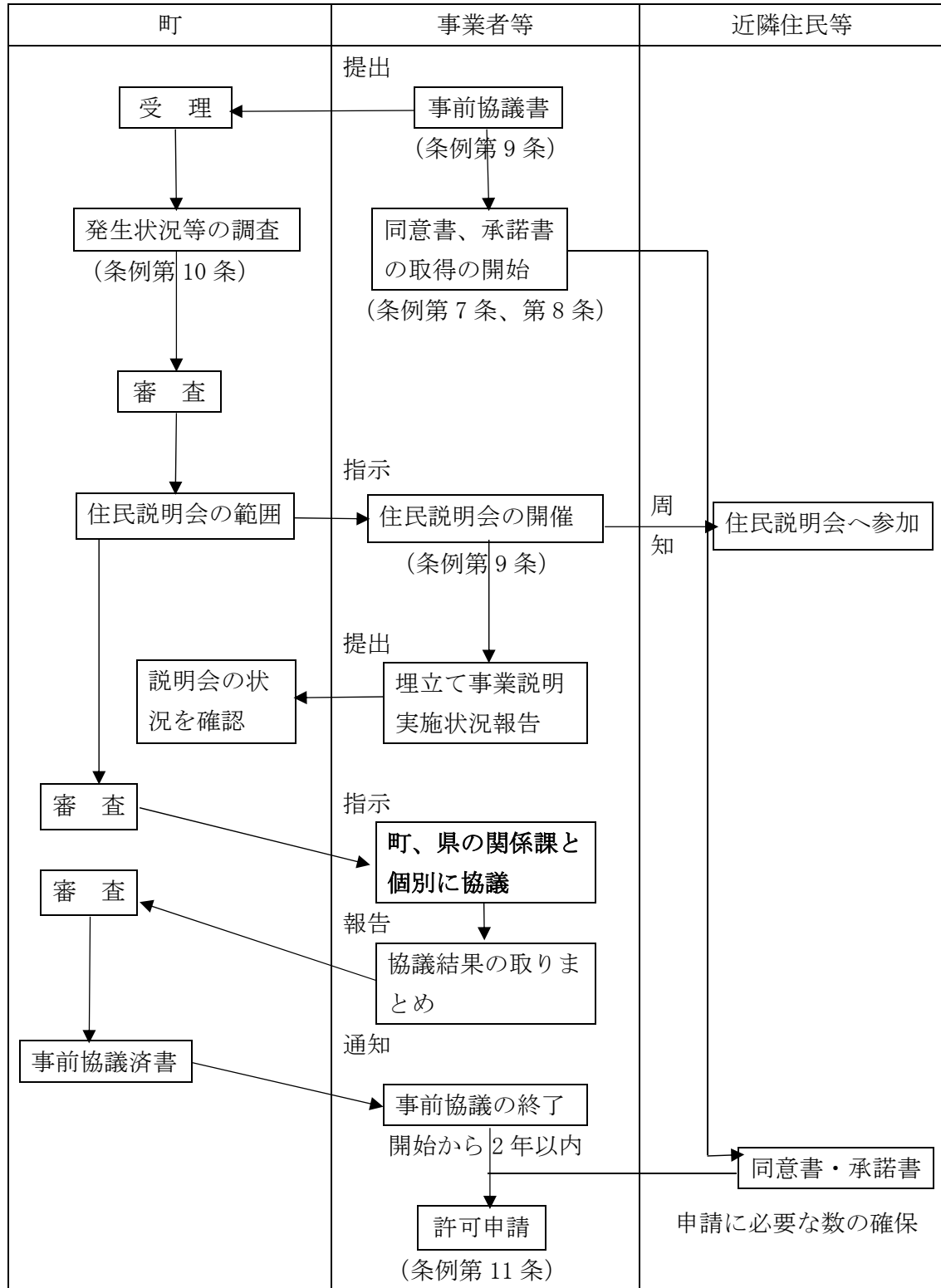
(4) 保存年数

関係書類等の写しと土砂等管理台帳については、埋立て事業を廃止または完了してから**5年間**保存してください。

7 事前協議（条例第9条第1項）

埋立て事業の許可申請を行う前に、埋立て事業事前協議書を提出し、協議を終了しなければなりません。

○ 事前協議のフロー図



○ 事前協議の提出書類

様式等	提出書類	小規模	特定	一時堆積	
				小規模	特定
第7号	埋立て事業事前協議書	○	○		
第8号	一時堆積事業事前協議書			○	○
第17号	世帯数調査書 ①町外土砂の小規模事業 →事業区域から100m以内に居住する者の世帯数調査書 (小規模事業の場合、町内土砂及び許認可土砂は除く)	△	△	△	△
	②特定事業 →300m以内(300m範囲で30戸満たない場合は500m範囲) に居住する者の世帯数調査書 (特定事業の場合、町内土砂及び許認可土砂で高さ1m未満は除く)				
添 付 書 類	住民票の写し(個人の場合)	×	×	×	×
	印鑑登録証明書(個人の場合)	×	×	×	×
	法人登記事項証明書(法人の場合)	×	×	×	×
	代表者の印鑑証明書(法人の場合)	×	×	×	×
	法定代理人の住民票の写し(未成年者の場合)	×	×	×	×
	法定代理人の印鑑登録証明書(未成年の場合)	×	×	×	×
	事業場の位置図(縮尺:1/25,000程度)	○	○	○	○
	全景写真 見取図に撮影方向の記載をすること。	○	○	○	○
	見取図(縮尺:1/5,000程度)	○	○	○	○
	埋立て事業に使用される土砂等の搬入計画 埋立て事業に使用される土砂等搬入計画 に関する事項(P.31別記第1号様式)	○	○	○	○
	搬入予定経路図 搬入・搬出予定経路図 地図を用い、土砂等の発生場所から事業区 域まで実際に使用する道路を示すこと。	○	○	○	○
	平面図(縮尺:1/250~1/500程度) →事業場・事業区域の明示、特定事業は現場事務所位置も明示 縦断面図、横断面図 埋立て事業の施工の前後の形状がわかるよ うに記載すること。	○	○		
	平面図(縮尺:1/250~1/500程度) →事業場・事業区域の明示、特定事業は現場事務所位置も明示 縦断面図、横断面図 土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆 積構造の形状がわかるように記載する こと。			○	○

様式等	提出書類	小規模	特定	一時堆積	
				小規模	特定
添 付 書 類	求積図(実測平面図 縮尺：1/250程度)	○	○	○	○
	事業場の土地の登記事項証明書	○	○	○	○
	事業区域から10m以内の土地の登記事項証明書 (許認可土砂等による埋立て事業であって、小規模事業及び最大高さが1m未満の特定事業の場合は不要)	△	△	△	△
	公図の写し 事業場及び事業区域を明示し、土地の所有者名、作成年月に作成者名を記載すること。	○	○	○	○
	土量計算書 埋立て事業に使用される土砂等について、実測の平面図や断面図により計算した予定量を、土量変化率を考慮して記載すること。	○	○		
	排水計画図(排水施設の構造も明記)	○	○	○	○
	流量計算書、流域の図面	○	○		
	調整池等の設置が必要な場合、調整池等の容量計算書、平面図、断面図、構造図	△	△		
	安定計算を行う場合、安定計算書	△	△		
	擁壁を用いる場合、擁壁の断面図及び背面図	△	△		
	鉄筋コンクリート造等の擁壁を用いる場合、構造計算書 擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載すること。	△	△		
	工程表 各工事の種別、段階ごとにバーチャートで表記すること。	○	○	○	○
	現場組織表 現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を記載すること。	○	○	○	○
	埋立て事業施工計画書 工事種別ごとの施工方法、災害の発生の防止のための措置、使用する機械や資材等について記載すること。(必要に応じ図面等を添付)	○	○	○	○
	埋立て事業が規則別表第3及び別表第4に該当する場合、該当することを証する書面	△	△	△	△
現場責任者であることを証する書面	○	○	○	○	
表土の地質検査の試料採取地点の位置図、現場写真(許認可土砂等の場合は不要)	△	△	△	△	

様式等	提出書類	小規模	特定	一時堆積	
				小規模	特定
添付書類	一時堆積を行う場合で、土砂等が遮断される構造である場合は、その構造図			△	△
	住民説明の計画書 (許認可土砂等による埋立て事業であって、小規模事業及び最大高さが1m未満の特事業の場合は不要)	△	△	△	△

○印：必要 △印：条件によっては必要

※ 他法令に基づく事前協議等

この条例以外の法令により規制があるものは、それぞれの法令の適用を受けることとなるため、許認可等が必要なものについては、併せて手続きをすることが必要です。次の関係課等との事前協議をお願いします。

課名	主な担当業務
企画課	開発行為
総務課	交通安全対策
農林課	林地開発、農業振興地域、農地全般（農業委員会）
建設課	道路、法定外公共物、建築確認、土砂採取
教育課	通学路
生涯学習課	埋蔵文化財

8 同意・承諾（条例第7条・第8条）

事前協議を開始してから許可申請をするまでに、事業区域内の土地について権利を有する者の同意、事業区域周辺の土地所有者及び近隣住民等から承諾を取らなければなりません。

(1) 同意、承諾の必要性の区分

事業区域の面積 同意、承諾	小規模事業 (3,000㎡未満)			特定事業 (3,000㎡以上)		
	残土		許認可 土砂	残土		許認可土砂 (高さ1m未満)
	町外	町内 (高さ1m未満)		町外	町内 (高さ1m未満)	
権利を有する者	○	○	○	○	○	○
事業区域の隣接土地所有者	○	○ (×)	×	○	○	○ (×)
100m以内の世帯の8割の承諾	○	×	×	×	×	×
300m以内の世帯の8割の承諾（300m以内で30戸満たない場合は500m以内の範囲とする）及び事業区内の自治会	×	×	×	○	○ (×)	○ (×)
特に影響を受ける者	○	○	○	○	○	○

○ 同意、承諾が必要 × : 同意、承諾が不要

(2) 埋立て等を行う土地の権利を有する者の同意

事業区域内の土地に係る地上権、永小作権、質権、地役権、賃借権を有する者の同意を得なければなりません。

○事業区域内施工同意書の提出書類

第3号様式	事業区域内施工同意書
・同意書に押印した印鑑の印鑑登録証明書（原本）（個人の場合）	
・代表者の印鑑証明書（原本）（法人の場合）	

- ① **地上権**：他人の土地において、建物などの工作物や竹木を所有するために当該他人の土地を使用する権利。地上権は物権で、土地登記簿に登記されています。物権とは、物（不動産または動産）を排他的に支配できる権利です。
- ② **永小作権**：他人の土地で長期間耕作や牧畜をする権利に基づいた小作制度。昭27年の農地法制定により、現在ではほとんど残存していません。
- ③ **質権**：債権者が債権の担保として、債務者から受け取った物を債務が弁済されるまで留保して、債務者の弁済を間接的に促すとともに、弁済されない場合はその物を売却して債権の弁済を受けることができるという担保物件です。
- ④ **地役権**：他人の土地を自分の土地の利便性を高めるために利用する物権で、契約により設定されます。他人の土地を通行したり、そこから引水する権利などです。
- ⑤ **賃借権**：賃借契約によって得られる借主の権利。借主は契約の範囲で目的物を使用し収益できる一方、賃主に賃料を支払います。賃借権は債権です。

(3) 周辺土地所有者の承諾

事業区域から10m以内の範囲の土地所有者に対して、当該埋立て事業に係る事項を説明し、承諾を得なければなりません。

◎ **周辺土地所有者承諾書の提出書類**

第4号様式	周辺土地所有者承諾書（認印の押印）
-------	-------------------

(4) 近隣住民の承諾

①町外土砂の小規模事業(3,000㎡以内)を行う場合

→事業区域から100m以内に居住する方へ対し埋立事業の説明会を行い、10分の8以上の世帯の承諾を得なければなりません。
(小規模事業の場合、町内土砂及び許認可土砂は除く)

②特定事業を行う場合

→事業区域から300m以内(300mの範囲で30戸に満たない場合は500m範囲)に居住する方へ対し埋立事業の説明会を行い、10分の8以上の世帯の承諾を得なければなりません。
(特定事業の場合、町内土砂及び許認可土砂で高さ1m未満は除く)

◎ **近隣住民承諾書の提出書類**

第5号様式	近隣住民（自治会）承諾書（認印の押印）
-------	---------------------

(5) 特に影響を受ける者の承諾

水利権者、地元土地改良区、周辺耕作者又は道路利用者等であって、埋立て事業によって特に影響を受ける者から承諾を得なければなりません。

◎ 関係者承諾書の提出書類

第6号様式	関係者承諾書（認印の押印）
-------	---------------

9 近隣住民等と住民説明会（条例第9条第2項）

事前協議を開始した場合は、近隣住民等に対して説明会を行わなければなりません。

◎ 近隣住民等と住民説明会の範囲

事業区域の面積 近隣住民 等の区分	小規模事業 (3,000㎡未満)			特定事業 (3,000㎡以上)		
	残土		許認可 土砂	残土		許認可土砂 (高さ1m未満)
	町外	町内 (高さ1m未満)		町外	町内	
隣接土地所有者	10m 以内	10m 以内	×	10m 以内	10m 以内	10m 以内 (×)
事業区域内の自治会	○	○ (×)	×	○	○	○ (×)
近隣住民	100m 以内	100m 以内 (×)	×	300m以内の世帯の8割の承諾とし 300m以内で30戸満たない場合は 500m以内の範囲とする。(×)		
水利権者等	500m 以内	500m 以内	×	1km 以内	1km 以内	500m 以内 (×)
搬入道路に隣接して 居住する住民等	△	△	×	△	△	△ (×)

○：説明会必要 △：条件によっては説明会必要 ×：説明会不要

10 申請の制限（条例第12条）

埋立て事業の申請には、下記の制限があります。

- (1) 許可期間：特定事業は3年以内、小規模事業は1年以内です。
- (2) 他法令の許認可等を必要とする事業で、本条例に基づく許可申請の審査中や許可処分後に他法令で不許可となる場合、事実上、当該事業を行うことはできないため、許可・不許可処分前には取り下げ、許可処分後には埋立て事業廃止（中止）届（別記第32号様式）を提出することになります。町埋立て条例で埋立て事業の許可を受け、当該事業が完了していない状況では、新たな事業の申請はできません。
- (3) 廃棄物が混入している場所での事業の申請はできません。
- (4) 放射能の除染によって発生した土砂等を使った埋立てはできません。

1 1 土砂等の発生状況の調査（条例第10条）

町は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等について、状況に応じて発生元に赴き、当該発生元に汚染の要因の可能性があるかどうか、また、運搬形態や運行ルートが適正であるか等について、現地を確認します。

町が発生元調査に行く際には、発生元現場責任者の方や分析業者の方などと調整を図るなど、協力をお願いします。

- 主な現地調査項目
 - ・ 残土の性状（臭気、色、水分、粘性、PHなど）
 - ・ 地質分析試料の採取の位置や深さ
 - ・ 残土の排出状況、運搬方法、運搬経路
 - ・ 発生元の土地の利用履歴
 - ・ 発生元での石灰処理やセメント処理など土質改良の有無

1 2 許可の基準（条例第13条）

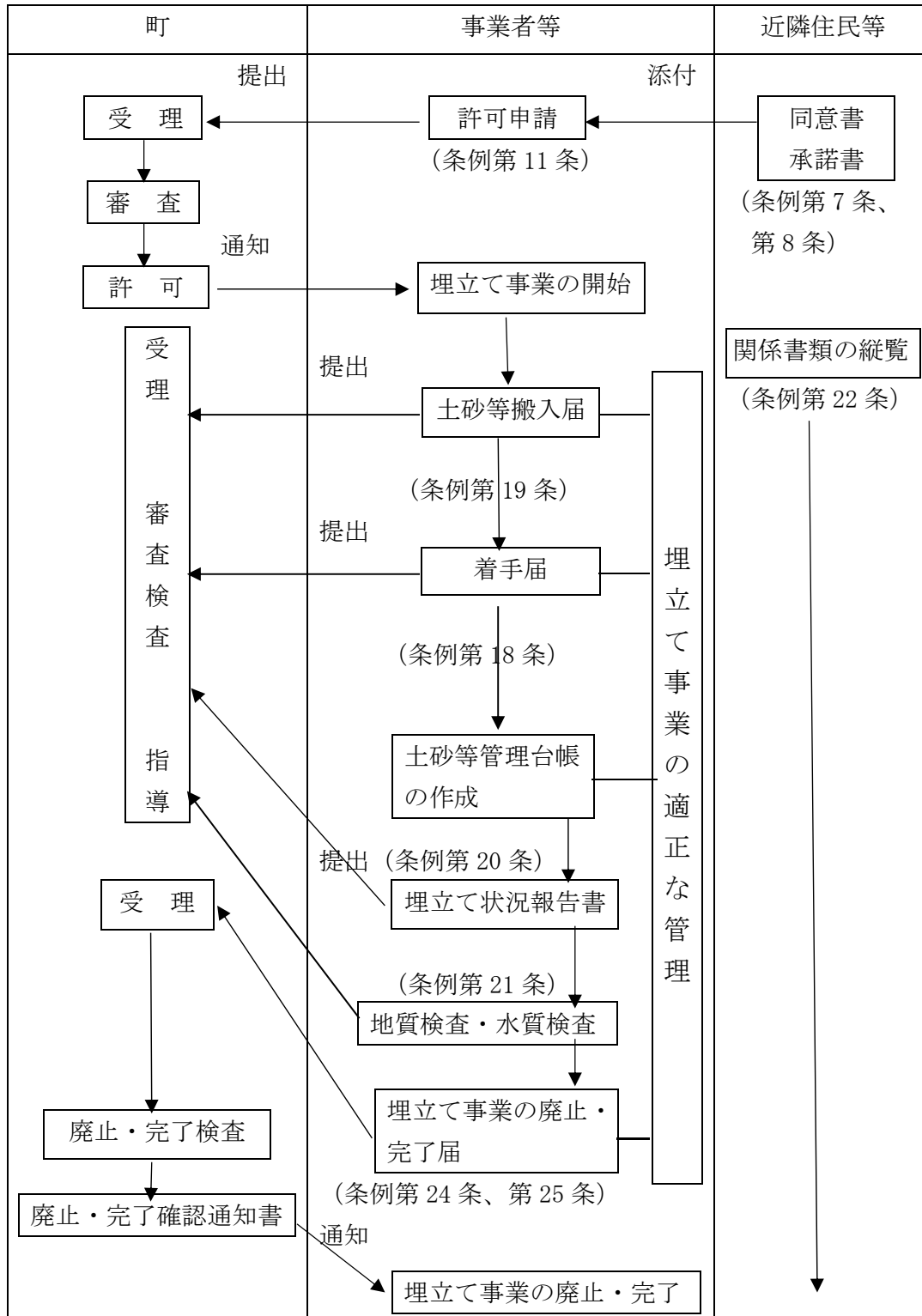
埋立て事業は、下記に適合しなければ許可となりません。

- (1) 埋立て事業に使用される土砂等の発生場所が特定されていること。
- (2) 埋立て事業に使用される土砂等の運搬過程において、別の発生元の土砂等が混入するおそれのないこと。
- (3) 埋立て事業に使用される土砂等の性質が安全基準に適合していること。
- (4) 再生土等でないこと。
- (5) 申請者が暴力団員等でないこと。
- (6) 同意書や承諾書が揃っていること。
- (7) 事業区域の表土が安全基準（P.27）に適合していること。
- (8) 災害の発生のおそれがないものとして規定する構造上の基準（P.29）に適合していること。
- (9) 許可を受けてから6か月以内に埋立て事業に着手する計画となっていること。

1.3 許可申請（条例第11条）

埋立て事業の許可申請を行おうとする者は、あらかじめ事前協議を終了していることが必要です。

◎ 許可申請のフロー図



◎許可申請の提出書類

様式等	提出書類	小規模	特定	一時堆積	
				小規模	特定
第12号	埋立て事業許可申請書	○	○		
第18号	一時堆積事業許可申請書			○	○
第13号	誓約書	○	○	○	○
第14号	検査試料採取調書 一時堆積を行う場合で、埋立て事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合及び許認可土砂等の場合は不要)	△	△	△	△
第15号	地質分析(濃度)結果証明書 事業区域の表土の地質検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真(一時堆積を行う場合で、埋立て事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合及び許認可土砂等の場合は不要)	△	△	△	△
第16号	土砂等売渡・譲渡証明書 (許認可土砂等の場合)	○	○		
第3号	事業区域内施工同意書	○	○	○	○
第4号	周辺土地所有者承諾書 (許認可土砂等による埋立て事業であって、小規模事業及び最大高さが1m未満の特定事業の場合は不要)	△	△	△	△
第5号	近隣住民(自治会)承諾書 (許認可土砂等による埋立て事業であって、小規模事業及び最大高さが1m未満の特定事業の場合は不要)	△	△	△	△
第6号	関係者承諾書	△	△	△	△
第17号	世帯数調査書 ①町外土砂の小規模事業 →事業区域から100m以内に居住する者の世帯数調査書 (小規模事業の場合、町内土砂及び許認可土砂は除く) ②特定事業 →300m以内(300m範囲で30戸満たない場合は500m範囲)に居住する者の世帯数調査書 (特定事業の場合、町内土砂及び許認可土砂で高さ1m未満は除く)	△	△	△	△
第9号	埋立て事業説明実施状況報告書 (許認可土砂等による埋立て事業であって、小規模事業及び最大高さが1m未満の特定事業の場合は不要)	△	△	△	△
第10号	埋立て事業事前協議済書	○	○	○	○

様式等	提出書類	小規模	特定	一時堆積	
				小規模	特定
添 付 書 類	住民票の写し（個人の場合）	○	○	○	○
	印鑑登録証明書（個人の場合）	○	○	○	○
	法人登記事項証明書（法人の場合）	○	○	○	○
	代表者の印鑑証明書（法人の場合）	○	○	○	○
	法定代理人の住民票の写し（未成年の場合）	○	○	○	○
	法定代理人の印鑑登録証明書（未成年の場合）	○	○	○	○
	事業場の位置図（縮尺：1/25,000程度）	○	○	○	○
	全景写真 見取図に撮影方向の記載をすること。	○	○	○	○
	見取図（縮尺：1/5,000程度）	○	○	○	○
	埋立て事業に使用される土砂等の搬入計画 埋立て事業に使用される土砂等搬入計画に関する事項(P.32 提出様式)	○	○	○	○
	搬入予定経路図 搬入・搬出予定経路図 地図を用い、土砂等の発生場所から事業区域まで実際に使用する道路を示すこと。	○	○	○	○
	平面図（縮尺：1/250～1/500程度） →事業場・事業区域の明示、特定事業は現場事務所位置も明示 縦断面図、横断面図 埋立て事業の施工の前後の形状がわかるように記載すること。	○	○		
	平面図（縮尺：1/250～1/500程度） →事業場・事業区域の明示、特定事業は現場事務所位置も明示 縦断面図、横断面図 土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積構造の形状がわかるように記載すること。			○	○
求積図（実測平面図 縮尺：1/250程度）	○	○	○	○	
事業場の土地の登記事項証明書	○	○	○	○	
事業区域から10m以内の土地の登記事項証明書 （許認可土砂等による埋立て事業であって、小規模事業及び最大高さが1m未満の特定事業の場合は不要）	△	△	△	△	

様式等	提出書類	小規模	特定	一時堆積	
				小規模	特定
添 付 書 類	公図の写し 事業場及び事業区域を明示し、土地の所有者名、作成年月日、作成者名を記載すること。	○	○	○	○
	土量計算書 埋立て事業に使用される土砂等は、実測の平面図や断面図により土量変化率を考慮して計算した予定量を記載すること。	○	○		
	排水計画図（排水施設の構造も明記）	○	○	○	○
	流量計算書、流域の図面	○	○		
	調整池等の設置が必要な場合、調整池等の容量計算書、平面図、断面図、構造図	△	△		
	事業区域内で採水するための方法 事業場内で採水するための方法 (許認可土砂等の場合は不要)	△	△	△	△
	安定計算を行う場合、安定計算書	△	△		
	擁壁を用いる場合、擁壁の断面図及び背面図	△	△		
	鉄筋コンクリート造等の擁壁を用いる場合、構造計算書 (擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載したものとする。)	△	△		
	工程表 各工事の種別、段階ごとの、バーチャートで表記すること。	○	○	○	○
	現場組織表 現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を記載すること。	○	○	○	○
	埋立て事業施工計画書 工事種別ごとの施工方法、災害の発生の防止のための措置、使用する機械や資材等について記載すること。(必要に応じ図面等を添付)	○	○	○	○
	埋立て事業が規則別表第4に該当する場合、該当することを証する書面	○	○	○	○
現場責任者であることを証する書面	○	○	○	○	

様式等	提出書類	小規模	特定	一時堆積	
				小規模	特定
添付書類	表土の地質検査の試料とした採取地点の位置図、現場写真 (許認可土砂等の場合は不要)	△	△	△	△
	一時堆積を行う場合で、土砂等が遮断される構造である場合は、その構造図			△	△
	申請手数料を納めたことを証する書面 町が発行した納入通知書兼領収書の写し(領収印が押印してあるもの)	○	○	○	○

○印：必要 △印：条件によっては必要

1.4 変更の許可申請・変更の届出（条例第16条）

許可を受けた埋立て事業の内容を変更しようとするときは、変更の許可を受けなければなりません。ただし、軽微な変更にあつては届出により行うことができます。

(1) 変更の届出軽微な変更は、下記の①～⑧のとおりです。

◎軽微変更届の提出書類

第21号様式	埋立て事業軽微変更届
①	事業者等の氏名（名称）住所、所在地、法人の代表者の氏名の変更 ・住民票の写し（個人の場合） ・印鑑登録証明書（個人の場合） ・法人登記事項証明書（法人の場合） ・代表者の印鑑登録証明書（法人の場合）
②	法定代理人の氏名・住所の変更 ・法定代理人の住民票の写し
③	現場事務所の位置の変更 ・変更の前後を記載した位置図及び現場写真
④	現場責任者の氏名及び職名 ・当該事業場における現場責任者であることを証する書面
⑤	埋立て事業に使用される土砂等の量の変更 ・土量変更の理由及び土量計算書
⑥	埋立て事業に使用される土砂等の搬入計画の変更 ・変更前、変更後の全搬入計画を記載した「埋立て事業に使用される土砂等搬入計画に関する事項」(P.31 別記第1号様式) 搬入
⑦	水質検査の試料を採取する方法の変更
⑧	事業区域内に設けた排水施設、事業区域外に設けた柵の構造の変更 ・排水施設または柵の機能を高めるものがある図面等

(2) 変更の許可

上記(1)に該当しない変更については、許可が必要です。

- ① 変更内容について、近隣住民等への説明会を行わなければなりません。
- ② 期間の延長は、当初の埋立て事業期間が満了する日から通算して最長1年間しか認めません。
- ③ 事業区域の面積の拡張は、当初の面積の10分の2までしか認めません。
- ④ 面積を拡張したことにより、新たに近隣住民等の範囲になった者に対し承諾を得なければならない場合があります。
- ⑤ 搬入計画の変更で、発生元、発生元事業者の変更の場合許可が必要となります。
※発生元届の変更が明らかな場合は、申請時に「確約書」で明示してください。

◎埋立て事業（一時堆積事業）変更許可申請書の提出書類

第20号様式	埋立て事業（一時堆積事業）変更許可申請書
許可申請に添付した書類のうち、変更しようとする事項に係る書類及び図面等 (変更前、変更後の比較ができるもの。)	
申請手数料を納めたことを証する書面 町が発行した納入通知書兼領収書の写し(領収印が押印してあるもの)	

15 着手の届出・搬入の届出（条例第18条・第19条）

埋立て事業を開始した時は、埋立て事業着手届や土砂等搬入届の提出が必要です。

(1) 着手届

埋立て事業に着手したときは埋立て事業に着手した日から10日以内に、埋立て事業着手届を提出しなければなりません。

◎着手届の提出書類

第22号様式	埋立て事業着手届
--------	----------

(2) 搬入届

土砂等を搬入しようとするときは、搬入日の7日前までに、発生場所5,000 m³ごとに発生元や安全基準の適合が確認できる書類を添付し、届出しなければなりません。

◎土砂等搬入届の提出書類

様式等	提出書類	残土	許認可土砂等
第23号	土砂等搬入届	○	○
第24号	土砂等発生元証明書 土砂等の発生場所の責任者が発行したもの	○	○
第16号	土砂等売渡・譲渡証明書		○
第14号	検査試料採取調書	○	
第15号	地質分析(濃度)結果証明書	○	
添 付 書 類	土砂等の発生場所の位置図	○	○
	土砂等の発生場所の平面図及び採取位置を記載した図面	○	
	土砂等の発生場所の現場写真	○	
	搬入経路図	○	○
	砂利採取計画認可書の写し (発生場所事業者)		○

16 土砂等の量の報告(条例第20条第2項)

土砂等の発生場所ごとに土砂等管理台帳を作成し、1か月ごとに土量等を報告しなければなりません。また、土砂等の搬入量を1日ごとに記載しなければなりません。管理台帳は1年ごとに毎年3月末日をもって閉鎖し閉鎖後5年間保存してください。

◎埋立て事業状況報告書の提出書類

第27号様式	埋立て事業状況報告書
第28号様式	一時堆積事業状況報告書
土砂等管理台帳(写し)	
一時堆積土砂等管理台帳(写し)	

17 地質検査等の実施（条例第21条）

残土による埋立て事業の場合、地質検査と水質検査を3か月ごと、及び廃止または完了のときに行い、その結果を報告しなければなりません。一時堆積事業については、完了届出時に地下浸透防止措置等が講じられていれば検査は省略できます。

◎地質検査等の提出書類

第29号様式	埋立て事業地質等検査報告書
第14号様式	検査試料採取調書
第15号様式	地質分析(濃度)結果証明書
第30号様式	水質分析(濃度)結果証明書
検査試料を採取した地点の位置図、現場写真	
当該期間に埋立てを行った区域の前後の平面図、縦横断図（特定事業の場合）	
土量計算書（特定事業の場合）	

18 関係書類等の縦覧（条例第22条）

埋立て事業に関する関係書類について、近隣住民等に縦覧させなければなりません。

◎近隣住民等の範囲

住民の区分	小規模事業	特定事業
隣接の土地所有者	当該事業区域から10m以内の範囲に土地を所有する者	
近隣の住民等	事業区域から100m以内に居住する住民	事業区域から300m以内(300m範囲で30戸満たない場合は500m範囲)に居住する住民
	事業区域内の自治会	事業区域内の自治会
水利権者等	事業区域の放流点から500m以内の水利権者及び水利組合	事業区域の放流点から1km以内の水利権者及び水利組合
搬入道路に隣接して居住する住民等	土砂運搬車両が集積するような運航ルート、利用道路、事業期間、1日当たりの運行台数等により、町が決定する。	

19 標識・境界（条例第23条）

埋立て事業の許可を受けた場合、埋立て事業場内に掲示する標識は、公衆の見やすい場所に設置するものとし、耐水性合板と同等以上の材質を用い、白地に黒の文字で、容易に消えないことが必要です。事業区域と当該事業区域以外の区域との境界については、境界を示す旗、杭等で明示してください。

20 廃止・完了等（条例第24条・第25条）

埋立て事業を廃止、中止、完了するときは、届出が必要です。町は、埋立て等に使用した土砂等が安全基準に適合しているか、災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているか検査を行います。

(1) 廃止・中止

◎廃止（中止）届の提出書類

第32号様式	埋立て事業廃止(中止)届
第34号様式	埋立て事業再開届 中止した埋立て事業を再開するときに提出すること。
平面図(縮尺:1/250~1/500程度) 断面図(縮尺:1/100程度) 事業場の平面図は、事業区域と事業場の区域を明示すること。 事業場の断面図は、施工前後の構造が確認できるものとする。	
中止をする場合は工程表 中止の期間を記載すること。	
土量計算書 一時堆積の場合は不要	

- ① 埋立て等に使用した土砂等の崩落、飛散または流出による災害の発生を防止するため必要な措置については、隣地境界との段差、擁壁の有無、のり面、堆積の高さなど個別の事業内容や周辺の状況、事業区域の地形等を勘案し、個々の案件ごとに判断します。
 (例) 崩落や飛散防止のためのシートがけや土留め沈砂池の設置及び管理計画策定提出搬入済み土砂等の撤去、搬出植栽、植林、芝の吹き付け等による緑地化事業区域の囲い込み排水路の設置
- ② 埋立て区域を確認し、その結果、必要な措置が講じられていると認められた場合は、事業者等に対し、埋立て事業廃止（中止）確認通知書(様式33号様式)を通知します。
- ③ 埋立て事業を中止し、その後再開したときは、当該埋立て事業を再開した日から10日以内に埋立て事業再開届を提出しなければなりません。

(2) 完了

◎完了届の提出書類

第35号様式	埋立て事業完了届
平面図(縮尺:1/250~1/500程度) 断面図(縮尺:1/100程度) 事業場の平面図は、事業区域と事業場の区域を明示すること。 事業場の断面図は、施工前後の構造が確認できるものとし、のり面保護工の種類と方法を記載すること。	
土量計算書 一時堆積の場合は不要	

当該埋立て区域を確認し、その結果、必要な措置が講じられ、許可基準に適合していると認められた場合は、当該事業者等に対し、埋立て事業完了確認通知書(様式36号様式)を通知します。

2 1 譲受け・相続等(条例第26条・第27条・第28条)

埋立て事業を譲り受けようとする場合、地位を承継した場合は、許可や届出が必要です。

(1) 譲受け

埋立て事業の許可を受けた者から当該埋立て事業を譲り受けようとする者は、譲受けの許可を受けなければなりません。

譲受け許可申請書の提出書類

第37号様式	埋立て事業譲受け許可申請書
第13号様式	誓約書
住民票の写し(個人の場合)	
印鑑登録証明書(個人の場合)	
法人登記事項証明書(法人の場合)	
代表者の印鑑証明書(法人の場合)	
法定代理人の住民票の写し(未成年の場合)	
法定代理人の印鑑登録証明書(未成年の場合)	
現場責任者であることを証する書面	
譲受けを証する書面(譲渡契約書の写し等)	
申請手数料を納めたことを証する書面 町が発行した納入通知書兼領収書の写し(領収印が押印してあるもの)	

(2) 相続等

埋立て事業の許可を受けた者について相続、合併または分割により地位を承継した者は、埋立て事業相続等届を提出する必要があります。

相続等の届出は、下記の①～③のとおりです。

◎相続等の提出書類

第38号様式	埋立て事業相続等届
①	合併または分割の場合 ・法人登記事項証明書 ・代表者の印鑑証明書 ・合併または分割内容を証する書面
②	相続の場合 ・住民票の写し ・印鑑登録証明書 ・承継を証する書面
③	後継者が未成年の場合 ・法定代理人の住民票の写し ・承継を証する書面

2 2 報告の徴収（条例第34条）

町は、土砂等の埋立て等を行う者に業務に関する報告をさせることができます。土砂等の埋立て等の業務に関し報告を求められた場合、10日以内に報告してください。

安全基準に適合しない土砂等を確認した場合、直ちに報告してください。

2 3 手数料（条例第37条）

埋立て事業の許可申請、変更許可申請、譲受け許可申請をするときは、申請手数料を納めなければなりません。

納入された手数料については、返還できません。

- (1) 許可申請手数料（500㎡以上3,000㎡未満）
1件につき 20,000円
- (2) 許可申請手数料（3,000㎡以上）
1件につき 48,000円
- (3) 変更許可申請手数料（500㎡以上3,000㎡未満）
1件につき 10,000円
- (4) 変更許可申請手数料（3,000㎡以上）
1件につき 28,000円
- (5) 譲受け許可申請手数料
1件につき 20,000円

2 4 罰則（条例第39条）

条例の規定に違反した場合、罰則が適用されることがあります。

◎罰則の区分

違反の内容	根拠条文	罰則の内容	
許可を受けずに埋立て事業を行った場合	第6条第1項	1年以下の懲役または、 100万円以下の罰金	
変更許可を受けずに埋立て事業を変更した場合	第16条第1項		
譲受け許可を受けずに埋立て事業を譲受けた場合	第26条第1項		
措置命令に違反した場合	第28条		
許可の取消し、停止の命令に違反した場合	第29条第1項		
廃止、完了または取消しに伴う義務違反に対する措置命令に違反した場合	第30条	50万円以下の罰金	
許可の適用除外に必要な届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合	第6条第2項		
土砂等の搬入の届出をせず、または虚偽の届出をした場合	第19条		
土砂等管理台帳を作成せず、または虚偽の記載をした場合	第20条第1項		
土量の報告、地質検査等の報告をせず、または虚偽の報告をした場合	第20条第2項 第21条 第34条		
土砂等管理台帳を保存しなかった場合	第33条第3項		
業務に関する報告をせず、虚偽の報告をした場合	第33条		
立入検査を拒んだり、質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合	第35条第1項		
軽微な変更、着手、廃止（中止）、完了、相続等の届出をせず、または虚偽の届出をした場合	第16条第10項 第18条 第25条第1項 第27条第2項		30万円以下の罰金
標識の掲示や境界を明らかにする表示をしなかった場合	第23条		
埋立て事業の廃止を届け出ず、若しくは虚偽の届出をした場合又は埋立て事業の中止を届け出ず、虚偽の届出をして、埋立て事業を中止した場合	第24条第2項		
関係書類等の写しを保存しなかった場合	第33条第1項		

参考資料

安全基準（別表第1）

◎土壌基準

項 目	基 準 値
カドミウム	検液 10 につき 0.03mg 以下
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 10 につき 0.01mg 以下
六価クロム	検液 10 につき 0.05mg 以下
ひ素	検液 10 につき 0.01mg 以下であり、かつ、埋立て等の用に供する場所の利用目的が農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満
総水銀	検液 10 につき 0.0005mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料 1kg につき 125mg 未満
ジクロロメタン	検液 10 につき 0.02mg 以下
四塩化炭素	検液 10 につき 0.002mg 以下
1, 2-ジクロロエタン	検液 10 につき 0.004mg 以下
1, 1-ジクロロエチレン	検液 10 につき 0.1mg 以下
1, 2-ジクロロエチレン	検液 10 につき 0.04mg 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 10 につき 1mg 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 10 につき 0.006mg 以下
トリクロロエチレン	検液 10 につき 0.01mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 10 につき 0.01mg 以下
1, 3-ジクロロプロペン	検液 10 につき 0.002mg 以下
チウラム	検液 10 につき 0.006mg 以下
シマジン	検液 10 につき 0.003mg 以下
チオベンカルブ	検液 10 につき 0.02mg 以下
ベンゼン	検液 10 につき 0.01mg 以下
セレン	検液 10 につき 0.01mg 以下
ふっ素	検液 10 につき 0.8mg 以下
ほう素	検液 10 につき 1mg 以下
水素イオン濃度	4 以上 9 以下であること。
塩化ビニルモノマー	検液 10 につき 0.002mg 以下
1, 4-ジオキサン	検液 10 につき 0.05mg 以下
C O D	検液 10 につき 5mg 以下
塩化物イオン	検液 10 につき 250mg 以下
電気伝導率	1mにつき 30 ms以下

◎水質基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1ℓ につき 0.003mg 以下
全シアン	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下
六価クロム	検液 1ℓ につき 0.05mg 以下
ヒ素	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下
総水銀	検液 1ℓ につき 0.0005mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
ジクロロメタン	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下
四塩化炭素	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下
1, 2-ジクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.004mg 以下
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.1mg 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.04mg 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 1mg 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.006mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下
チウラム	検液 1ℓ につき 0.006mg 以下
シマジン	検液 1ℓ につき 0.003mg 以下
チオベンカルブ	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下
ベンゼン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下
セレン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	検液 1ℓ につき 10mg 以下
ふっ素	検液 1ℓ につき 0.8mg 以下
ほう素	検液 1ℓ につき 1mg 以下
1, 4-ジオキサン	検液 1ℓ につき 0.05mg 下
銅	検液 1ℓ につき 0.02 mg 以下
S S	検液 1ℓ につき 100mg 以下
水素イオン濃度	4 以上 9 以下
電気伝導率	1m につき 30 ms 以下

構造上の基準

1 埋立て事業の構造上の基準（別表第4）

- (1) 事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように杭打ち、土の置換えその他必要な措置が講じられていること。
- (2) 著しく傾斜をしている土地において埋立て事業を施工する場合にあっては、埋立て事業を施工する前の地盤と埋立て事業に使用された土砂等との接する面が滑り面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- (3) 埋立て等の高さ及びのり面勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に応じ、それぞれ当該埋立て等の高さの欄及び当該のり面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		埋立て等の高さ		のり面の勾配
砂、れき、砂質土、れき質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	第1種建設発生土 第2種建設発生土 第3種建設発生土	土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
		その他	10m以下	のり面勾配1：1.8 埋立ての高さが5m以下の場合のり面勾配1：1.5以上
	その他	5m以下		のり面勾配1：1.5以上
その他		安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保される勾配

- (4) 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- (5) 埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、必要に応じ、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。また、排水溝を設置した場合においては、幅1.5メートル以上の段を設けること。
- (6) 埋立て事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締め固めその他の措置が講じられていること。
- (7) のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- (8) 事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

2 一時堆積事業の構造上の基準（別表第5）

- (1) 事業場の隣接地と事業区域との間に、次の表の左欄に掲げる事業区域の面積の区分に応じ、当該右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

事業区域の面積	保安地帯の幅
3,000 m ² 未満	4m 以上
3,000 m ² 以上 3ha 未満	6m 以上
1ha 以上 3ha 未満	10m 以上
3ha 以上 5ha 未満	14m 以上
5ha 以上 10ha 未満	18m 以上
10ha 以上 15ha 未満	24m 以上
15ha 以上 20ha 未満	27m 以上
20ha 以上	30m 以上

- (2) 土砂等の堆積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が5メートル以下であること。
- (3) 土砂等の堆積ののり面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。

提出様式

埋立て事業に使用される土砂等搬入計画に関する事項

発生場所・発生元事業者名	搬入計画等					備 考
	予定量 (m ³)	最大日量 (m ³)	搬入期間	搬入時間	搬入土砂等の区分	

注 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第一の区分を記載すること。